

ふるさと納税について ワンストップ特例制度を申請している方へ



ご注意ください！

確定申告書にも記載が必要です

「ふるさと納税」についてワンストップ特例制度を申請している場合であっても、確定申告書を提出される方は、寄附金控除に記載をしなければ翌年度分の住民税の減額が受けられなくなります。

このため、確定申告書を提出する場合には、ワンストップ特例制度を申請した寄付金についても、寄附金控除として申告していただく必要がありますので、ご注意ください。

【誤りの多い事例】

医療費控除の申告をしたが、ワンストップ特例制度を適用している「ふるさと納税」について寄附金控除に記載しなかった。

手書きで申告書を作成するなどの場合はご注意ください

「ふるさと納税」について、寄附金控除を受ける場合には、確定申告書第二表の「住民税」欄への記載漏れがないように注意してください。記載がない場合には、翌年度分の住民税の減額が受けられなくなります。

【記載例】「確定申告書第二表」の左下

配 当 割 額 控 除 額			
寄附金	都道府県、市区町村分	90,000	円
税額控除	住所地の共同募金会、日赤支部分		
		条 例	都道府県
		指 定 分	市区町村
別居の控除対象配偶者・控除対象		氏	住

朝霞税務署 個人課税部門

初めて住宅ローン控除を申告される方は、
計算明細書の作成と次の書類の提出が必要です。

提出する主な書類

- 家屋の登記事項証明書
- 敷地の登記事項証明書（土地も一緒に購入した方のみ）
- 売買契約書（請負契約書）のコピー
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- 給与所得の源泉徴収票（給与所得者のみ）

※ 平成27年分以前の申告では、この控除を受ける方の住民票の写しも必要です。

次に該当する方は、追加の書類が必要です。

- ① 認定住宅の新築等をした方
- ② 中古住宅（木造…築20年超、鉄筋コンクリート…築25年超）
を購入した方
- ③ 自己の所有している家屋について増改築をした方

【参考】

追加の書類については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁HPで確認できます。）の12ページと13ページの各説明事項（認定住宅は④、中古住宅は⑤、増改築は⑥）をご覧ください。

税務署からのお願い

申告書を提出いただいた場合に、上記の書類がそろっていない場合や住宅ローン控除の適用要件に該当しない場合は、税務署から問合せしますので提出前に不足書類等がないかご確認ください。

なお、所得税等の還付を受けるための申告の場合について、必要な書類を全て提出していただくまでは、所得税等の還付手続きを進めることができませんので、必要な書類がそろってから申告書をご提出してください。